前回指摘事項に対する考え方について

1 計画段階配慮書手続について

項目	前回部会における指摘事項	事務局の考え方
(1)ゼロ・オプショ	計画段階配慮書手続における複数案の設定	現在パブリック・コメントが行われている改正主務省令
ンについて	において、環境影響評価法に基づく基本的事項	(案)の概要では、廃棄物最終処分場などの事業については、
	と同様に、「事業を実施しない案(ゼロ・オプ	代替事業により事業の目的が達成される等、ゼロ・オプショ
	ション)を含めるよう努める」旨の規定を環境	ンの検討が現実的である場合には複数案に含めるよう努める
	影響評価指針に盛り込むべきである。	旨の記載がされているが、発電所については、ゼロ・オプシ
		ョンに係る記述がない。
		また、国の計画段階配慮技術手法に関する検討会(第2回)
		の資料(参考資料 2)p2-8 では、
		・ゼロ・オプションには、事業を実施しない案を選択肢に
		含む「複数案の一つ」としての考え方と、必ずしも選択
		肢の一つとはせず、評価に当たっての「比較対象」、すな
		わち現状や現状推移結果である BAU (Business As Usual)
		とする考え方がありうる。
		・他の施策等による方法では事業目的が達成できない等の
		場合には複数案の一つにゼロ・オプションを位置づける
		ことは現実的ではない。
		・事業者が自ら提供できないような施策は、必ずしも現実

項目	前回部会における指摘事項	事務局の考え方
		的とはいえない。 ・法の対象事業以外の施策を複数案に含むような場合には、これらの施策はゼロ・オプションの一種とみなすことができる。 とされている。 複数案における「事業を実施しない案(ゼロ・オプション)」 の設定に係る規定については、上述の国における議論を踏まえて検討いただきたい。
(2)「生態系」の調	計画段階配慮書の段階における「生態系」の	生態系については、計画段階配慮書では、国の基本的事項
査、予測及び評	環境影響評価においては、広域的な視点が重要	等と同様に簡便な手法として、重要な自然環境のまとまりを
価の手法につい	であり、事業の実施により、地域の生態系ネッ	場として把握しこれらに対する影響の程度を把握することと
て	トワークにどのような影響を及ぼすか評価で	している。したがって、配慮書対象事業実施想定区域及びそ
	きる仕組が必要である。	の周辺において広域的な視点から重要な自然環境のまとまり
		を把握し、生態系への影響を評価していく。
		なお、愛知県では、代償ミティゲーションの仕組作りの中
		で、生態系ネットワークに係る評価についても専門家に意見
		を聴きながら検討しており、今後、ある程度の実績を積み重
		ねた段階で、環境影響評価の評価手法とすることについて検
		討したい。

項目	前回部会における指摘事項	事務局の考え方
(3)複数の立案の	資料4の「意見聴取」の項において、計画の	事業の計画の立案段階においては、例えば、事業の位置に
段階における意	立案の段階ごとに一般の環境の保全の見地か	係る複数案について比較検討し、位置を決定した後に、配置
見聴取について	らの意見を求める旨の記載がある一方、配慮書	に係る複数案について比較検討する場合など複数の段階が考
	の案又は配慮書について意見を求める旨の記	えられるが、こうした段階において配慮書の案又は配慮書を
	載があるが、両者の関係がわかりにくい。	作成し、意見を聴取するという趣旨である。
		計画の立案の段階ごとの意見聴取は、立案段階の設定の仕
		方と配慮書の案・配慮書の組合せにより、様々なケースが想
		定される。
(4) インターネッ	一般からの意見を求める旨の公表の具体的	配慮書の案又は配慮書について一般からの意見を求める旨
トによる意見聴	方法について、資料4では、インターネットに	のインターネットによる公表については、今後、改正主務省
取の公表につい	よる方法が挙げられていないが、官報又は愛知	令を参考に検討することとしたい。
て	県公報などへの掲載に加えて、インターネット	
	による公表(事業者のウェブサイトへの掲載)	
	を規定してもよいのではないか。	

2 環境アセスメント全般について

項目	前回部会における指摘事項	事務局の考え方
(5) 生物多様性	愛知県のエコ・システムアプローチ検討会にお	愛知県では、代償ミティゲーションの仕組作りについて
オフセットに	いて、代償ミティゲーション(生物多様性オフセ	専門家に意見を聴きながら検討しており、今後、ある程度
ついて	ット)について検討しており、その結果を環境影	の実績を積み重ねた段階で、環境影響評価の評価手法とす
	響評価指針に反映してはどうか。	ることについて検討したい。
(6) 地域の生物	資料3の前回指摘事項に対する考え方におい	愛知県では、代償ミティゲーションの仕組作りの中で、
多様性の保全	て、地域の生物多様性の保全については、個別の	生態系ネットワークに係る評価についても専門家に意見を
について	事案ごとに審査することが適当とされているが、	聴きながら検討しており、今後、ある程度の実績を積み重
	地域の生物多様性に配慮するよう環境影響評価指	ねた段階で、環境影響評価の評価手法とすることについて
	針に規定すべき。	検討したい。
	また、「動物」や「植物」について、重要な種で	
	ない普通種についても着目する必要がある。	